

電力・ガス取引監視等委員会

第35回料金制度専門会合

1. 日時：令和5年2月15日（水） 14：00～16：51
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、男澤委員、梶川委員、川合委員、河野委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○池田取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第35回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の池田です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑み、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

それでは、議事に入りたいと思います。以後の議事進行は山内座長にお願いいたしたく存じます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。議事次第にありますように7つ今日は議題ということですが、議題1に入る前に、オブザーバーでいらっしゃいます東京電力エナジーパートナーより、冒頭で発言の申し出がございました。まずは発言を頂きたいというふうに思います。その後、議事に入りたいと考えておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、まず東京電力エナジーパートナーの秋本様より御発言をお願いします。よろしくお願いいたします。

○秋本オブザーバー 東京電力エナジーパートナーの秋本でございます。料金制度専門会合の貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言申し上げさせていただきたいと存じます。

再生可能エネルギーの固定価格の買取制度に関する交付金の申請手続きにおきまして、東京電力パワーグリッドに配付されましたID及びパスワードを当社の社員が提供を受けまして、経済産業省が管理運営するウェブサイトを不適切に利用していたということが判明

いたしまして、2月10日に経済産業省から報告徴収を受領しておるところでございます。

当社といたしましては、今回の事案を大変深く受け止めておりまして、早急に事実確認を進めるとともに、原因究明等再発防止策の検討に真摯に取り組んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

私のほうからは以上でございます。お時間を頂戴いたしましてありがとうございました。
○山内座長 承知いたしました。

それに対して、池田課長からコメントがあればお願いしたいと思います。

○池田取引監視課長 東京電力エナジーパートナーから御発言を頂戴いたしました件につきましては、現時点では再生可能エネルギー電源の利用促進に関する特別措置法に基づき、資源エネルギー庁が報告徴収を行っていることと承知しております。

他方で、現在認可申請中の小売規制料金における取扱いについては、燃料価格の高騰等を受けて申請がなされたものであり、これとは切り分けて審査を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○山内座長 それでは、議事に入りたいと思います。まず1番目の議事ですけれども、これは「これまで委員から頂いた御意見・御指摘等への対応状況について」でございます。事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料3を御覧ください。「これまで委員から頂いた御意見・御指摘への対応状況」でございます。

資料をめくっていただきまして、まず7ページを御覧いただきたいと思います。前回34回会合では、華表委員から北海道・東京の審査も見据えた1人当たりの生産性を審査するための事業者間の比較基準、あと松村委員からは、賃上げを織り込まなかった事業者に対する審査の考え方。

9ページに移りまして、松村委員からは、修繕費に関しましてメルクマールの算定期間前に実行すべき修繕が後ろ倒しにされていないかなどの確認。あと、その他経費といたしまして川合委員からは、廃棄物処理費について低品位炭を使用することによるメリット、デメリットの定量的な説明、平瀬委員及び松村委員から、廃棄物処理費について灰発生率の具体的な算定根拠の説明。男澤委員からは、貸倒損について貸倒実績率の採録期間など算定方法の確認、そういったことについて御意見、御指摘を頂戴いたしまして、それぞれ、これまでの部分も含めて次回以降に御回答ということにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

本議題は報告事項ということであります。現状を御理解いただければというふうに思います。

次の議題ですけれども、2番目、『公聴会』及び『国民の声』についてであります。これについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 資料4を御覧ください。公聴会及び「国民の声」についての御報告でございます。

まず、中国電力につきましては、2月9日に広島で公聴会を開催いたしました。傍聴人につきましては112名、陳述人の方は合計4名の方から届出がございまして、全員を陳述人として指定させていただきました。そして当専門会合からは、安念委員、河野委員、松村委員にそれぞれ御出席をいただきまして、意見に関するコメントを頂戴いたしました。

意見陳述人の方々からの主な意見につきましては2ページ以降でございまして、主な意見としましては、カルテルと値上げ申請の関係、要はカルテルと電気料金の値上げとのつながりが見えない。あるいはこの時期に、度重なる不祥事、消費者から強い憤りと批判を持たれている中、値上げ申請は許されるのか。

3つ目でございますけれども、認可申請されている規制料金の経営効率化の内訳を見ると、平均で635億円であり、課徴金はこの金額を上回るものとなっているが、どう対応するのか。そういった御意見が寄せられたと。

あとは原子力発電につきましても幾つか御意見を頂戴して、3ページに移りまして、そのほかの意見としましては、電力システム改革は全てが中途半端ではないか等々の御意見を頂戴したところでございます。

公聴会につきましては、昨日の北陸電力の公聴会が開催されたところでございますけれども、北陸電力の公聴会につきましては、次の会合で御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。委員の御担当の方、御出席を頂きましてありがとうございました。

それでは、以上のような内容ですが、これも報告事項でございますが、何か御発言等ありますか。――よろしいですか。

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題３は「消費者庁からの提出資料について」であります。

これにつきましては、消費者庁・檜橋参事官から御説明いただきたいと思います。資料説明の後に質疑の時間を取らせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○檜橋オブザーバー　ありがとうございます。消費者庁の檜橋でございます。まず、1月27日にお示しした総論的なものについてということでございます。公共料金の改定の基本として、消費者の理解と納得を十分に得られるよう、分かりやすく説明することが必要でございます。後ほど資料５－２として、消費者団体から消費者庁に寄せられました疑問点なども紹介させていただきたいと存じます。消費者の視点から疑問点、意見をお示しいたしますので、その解消に向けて対応させていただきたいと存じます。これまでの審議、御議論の中で既に各委員から御指摘のあった論点とかぶっているものもでございます。消費者庁において検討・整理したものとしてお示しをさせていただいてございます。また、前回お示したときに圓尾委員より御質問を頂きましたけれども、審査の過程でこれを踏まえて御議論いただければと存じます。

消費者の関心は、請求される電気料金がどうなるかということでございますので、その点をお含みいただければと存じます。

総論としましては、前回もお示ししておりますけれども、需要電力量につきまして合理的なものとなっているかということにつきまして今回追記させていただいておりますが、審査に当たっての判断基準を併せてお示しいただきたいというふうに考えてございます。

それから直近実績の評価とコスト効率化についてでございますけれども、コスト効率化の取組は経年により深掘りをされるべきというふうに考えます。これまでの取組を評価した上でということで、これが原価算定期間におけるコスト効率化の発射台、ベースとなるというふうなものと存じます。

また、各社とも最大限の効率化を見込むというふうな御説明あるところでございますけれども、何をもって最大限の効率化であると評価するのかを御説明いただくことが大切だというふうに考えます。

それから種別ごとに分解をして経年変化を検証すれば、外的要因による変化とその外的要因を緩和するための対策が見えてくるものというふうに考えます。外的要因として不可抗力として処理するのではなく、企業経営としては何らかの対策が講じられるものと考え

てございます。

2 ページ目でございます。この審査とは直接的に関係がないかもしれませんが、今回、申請原価を下回った場合の料金の値下げについてのお話をさせていただきます。料金改定後に原価が申請値を下回った場合、適切かつ確実に料金が値下げされることを担保する必要があると考えております。託送料金につきましては、一定の規制期間を設け原価の洗い替えが行われる、あるいはコスト効率化による収益の一部を認めるということで、コスト効率化のインセンティブを図るというような工夫がなされております。規制料金の場合、コスト効率化の取組が着実に進められていることということが気になるところでございます。事後確認が大事だということも併せて申し上げたいというふうに思います。

それでは、各論について申し上げたいと思います。2 ページの下半分からでございます。まず、燃料費・購入電力料についてでございます。こちらについては、1 つ目は1 月27 日に既にお示しをさせていただいておりますけれども、こちらも併せて、審査に当たっての判断基準といいますか、何をもってコスト最適化とするのか説明いただくことが大切だというふうに考えます。

また、それぞれ燃料費について種別で経年変化を検証し、分かりやすく説明いただくことが大事だというふうに考えてございます。

3 つ目でございます。燃料費の価格動向についてでございますけれども、例えば先日、中部電力のほうで至近の燃料価格の動向などを踏まえて、業績予想値を大幅に上方修正したということがございました。今回の規制料金の値上げ申請に当たりまして、申請時点からの時点補正を行うか否か御議論いただければと考えるところでございます。

3 ページでございます。続きまして、「例えば」というふうに書いておりますけれども、各社のほうから、AI 技術の活用であるとか、高効率タービンの導入であるとか、あるいは石炭の受入れ品位緩和というような様々なコスト効率化の取組がなされてございますけれども、これに伴ってコスト増もあろうかと思えます。必要なコスト増を勘案して、効率的かどうかを評価する必要があるかと思えます。また、効果的と評価するのであれば、他の電力会社への横展開もすべきではないかというふうに考えます。

その次でございますが、例えば東京ガスでございますけれども、ターム契約によってガス調達を比較的安いコストで仕入れることができているという評価がされているところでございます。発電原価それぞれの要素において、最適化を図る取組を説明する必要があるかと思えます。

また、次でございますが、メリットオーダーによる最適化ということが各社から説明をされてございます。例えばですけれども東北電力さんから提供いただいている資料によれば、比較的単価の高いにもかかわらず利用率が高いものということが見受けられるのですが、メリットオーダーが徹底されているかどうか評価する必要があるのではないかというふうに考えてございます。

また、全体的には自社発電による発電と他社発電の購入を合わせて見る、このようなことが必要であろうと思います。

続いて、3 ページの一番下のところ、発電設備については供給計画との整合というのが前提だというふうに認識しているところでございます。

4 ページに移りまして、適切な投資コスト・管理コストというふうになっているのか、その方式であるとか施工方法などが効率的であるかということも検証していただく必要があるかと思います。

2 つ目でございますけれども、こちらは託送料金の議論において申し上げた、実質的な競争が図られているかなどコスト効率化にどのような工夫がされているかというのを検証いただく必要があろうかと思います。

その他のところでございます。料金設定に当たってというところでございますが、基本料金と電力量料金への振り分けが適切に行われているかという観点でございます。今回の場合、燃料費の高騰を理由とするということであれば、使用電力量に比例する電力量料金への振り分けが適切というふうに考えられるところでございますが、ここは詳細な説明が必要ではないかというふうに考えているところでございます。

それから資料にはございませんけれども、本日も東京電力からございましたけれども、この料金制度専門会合においても、毎回のようになんとかおわびをするというような状況でございます。企業倫理上、消費者の信頼を損なうという事案が続いてございます。これらの事案、調査中というふうに承知しておりますけれども、料金への影響があるのかなのかについてしっかりと検証していただいて、消費者に対しても分かりやすく説明をしていただく必要があろうかと思います。付け加えさせていただきます。

それから資料5－2でございます。消費者団体から消費者庁に寄せられました疑問点・意見についてでございます。12の消費者団体から、183の疑問点・意見をお寄せいただいたところでございます。

まず1 つ目、需要・供給電力量の見込みということについては、根拠を提示して分かり

やすく説明することができているのかということ。

コスト効率化につきましては、あらゆる方策を尽くした上での値上げなのか、最大限の努力をしているのか、あるいは値上げをしない大手電力会社3社ある中で、なぜ7社は値上げが必要なのか、値上げをしない電力会社のコスト削減対応を横展開すれば効果は得られるのかというような御意見も寄せられてございます。

それから企業不祥事についても、本当に公正な競争がなされているのか、再発防止策の策定と送配電会社との完全な分離を行うことを求めたいというような御意見もございます。

それから再生可能エネルギーや原子力発電等についてでございますけれども、再生可能エネルギーや原子力について具体的なメリット、デメリット、消費者に及ぼす影響を知りたいという疑問がございます。

2ページのほうに移りまして、再生可能エネルギーへのシフトがもっとできていれば、燃料価格の高騰の影響をもっと抑えることができたのではないかとというようなこと。原子力発電設備の稼働状況によって地域電力会社間の電気料金の格差が大きく、不公平感があるというような御意見もございます。

それから原発の再稼働については、今後かかってくる様々なコストも合わせて総合的に説明をしてほしいという御意見もございました。

次に、今後の見通しについてでございますけれども、今後、いつまで、またどの程度まで料金が上がり続けるのか見通しを示してほしいというようなこと。あるいは燃料価格の高騰が収まったら、速やかに料金の値下げを求めたいというようなこと。

それから電気料金の仕組み全体についてですけれども、今回の料金が上がる仕組みについて説明をしてほしい、分かりやすく消費者に説明する必要があるということで訴えがございます。

最後でございますけれども、結果だけではなく、こういった点を勘案して結論に至ったのか、消費者が納得するよう丁寧な説明を求めたいということでございます。

資料5-1、5-2について説明を申し上げました。よろしくお願い申し上げます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、議題3の説明、資料5-1と5-2ですけれども、これに関する消費者庁からの説明について、皆様から御質問あるいは御発言したいということであれば、Teamsの挙手機能でこちらにお知らせをいただきたいと思います。順次こちらで指名させていただきます。どなたかいらっしゃいますか。特にいらっしゃいませんか。

それでは、一応この議題については終了させていただいて、また何かありましたら、後ほどの議題の中で御質問いただければというふうに思います。

事務局から特にありますか。

○池田取引監視課長　　今日も大変貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございます。また、消費者団体からの疑問点・意見についてもまとめていただきまして、ありがとうございます。消費者の理解と納得を十分に得られるよう分かりやすく説明すること、それが重要だと、それはまさにおっしゃるとおりでございまして、また、頂いた御指摘あるいは御質問等々につきましても、そういう観点から丁寧に回答を行っていきたいと思っております。

○山内座長　　ありがとうございました。

それでは、議事を進めますが、議事4「その他経費について」であります。これは資料6、事務局から御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　　資料6を御覧ください。その他経費についての2回目でございます。

まず、2ページでございます。先行5社のその他経費のうち、前回会合で取り上げました廃棄物処分費、貸倒損以外の品目になっておりまして、3ポツ目に列挙させていただいた消耗品、委託費、普及開発関係費等々、そういったところが主なものになります。

1枚めくっていただきまして、その他経費の位置付けということでございます。4ページでございますが、これは含まれる費目の一覧ということでございまして、赤字で示した部分というのが今日これから御議論いただくところでございます、その他経費に該当する費目を今日で一通り網羅させていただくことを予定してございます。

5ページ目に移りまして、原子力に関する費用の一覧でございます。こちらのほうも、今回で一通り網羅させていただくことになります。

次の6ページから7ページは、その他経費に該当する各費目の説明でございまして、御説明を省略させていただきます。

次に、その他経費の算定のルールでございますが、8ページをまず御覧ください。料金算定規則でございますけれども、いずれも実績値及び供給計画等を基に算定した額を営業費として計上することとされてございまして、今回の申請がこれに沿ったものとなっているかどうかというところを確認していくこととなります。

次、9ページ目でございますが、審査要領ではその他経費の各費目につきまして、原価

への算入、不算入が細かく記載されているなどしてございまして、原価への算入を認めないこととされている費用について今回の申請に織り込まれていないか確認することとなりますが、それぞれの各費目の各論のところで御説明したいと思います。

10ページはその他経費の申請の全体像でございまして、これは前回お示しさせていただいたものから変わってございません。

11ページ目は、今うまく表示されませんでした。その他経費の審査に係る主な論点について記したページでございまして、皆様におかれましては、大変恐縮ですけれどもウェブサイトに掲載させていただいています資料から御覧いただくとしまして、11ページは論点の御説明でございます。共通の2つにつきましては、ただいま御説明させていただいた論点を記載しておりまして、個別論点でございますけれども、例えば、以下の観点から今後、事務局において詳細な確認を行っていくとしているところでございまして、現時点において論点として考えられるものを列挙させていただいているところでございます。

1つは脱炭素化に関する費用ということで、料金審査要領に記載はございませんけれども、今回、委託費あるいは普及開発関係費、研究費等に多くの脱炭素化に係る案件が織り込まれておりまして、それぞれ電気事業に必要なものかどうかというのが分かりにくい内容のものも含まれておりまして、そうしたところを確認していきたいというふうに考えてございます。

個別論点の2つ目でございますけど、研究費等については、販売促進を目的とした費用が原価に算入されてないかどうかというところを見ていくというところで、特に東北と四国については、前回の料金値上げの審査で査定を受けた原価を大きく上回る普及開発関係費が原価に計上されてございまして、電気事業の運営に当たって必要不可欠なものが増えたためなのか、それとも必要不可欠とは言えないものが盛り込まれたためなのかというのは、今後確認していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

その下の賃借料についてですが、東北、中国、四国の3社が前回審査より大きく増やしているというところでございまして、その原因は事務所の賃料が増えたということでございまして、送配電部門の分社化によって事務所用ビルが自社保有から送配電事業者収入に移って、賃料が新たに発生したといったものでございます。このようなグループ内の賃貸借取引における賃料が適切な水準になっているかどうかというところも、確認していかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

最後に、団体費につきましても、料金審査要領上、原価への算入を認めないのが原則で

あるも、合理的な理由がある場合には、費用の額、内容を公表することを前提に原価への算入を認めるということになってございまして、その算入がされている団体について、その織り込みの理由が合理的かどうかというところを確認していくというところが必要になるかと考えられるところでございます。

12ページ目からが消耗品費でございます。

具体的な内容につきましては、14ページ目にまとめてございます。消耗品費とは潤滑油脂費、被服費、図書費、そういったものでございますけれども、それを申請原価と現行の原価を比較した表になります。ここの赤字で色を付けた部分が費用の伸びが大きいというところございまして、一番下の合計金額の欄を見ますと、北陸電力が現行原価費2.2倍と非常に大きく伸びている状況でございます。その北陸電力が伸びている要因としましては、什器工具費が約7倍、事務用品費が2倍に増えることとなっておりまして、その原因としましては、16ページにまとめてございますが、ここの北陸電力の欄にございますように、ハード・ソフトウェア更新に伴う什器工具、事務用品の増加ということになってございます。この必要性については理解できるものの、例えば7倍とか3倍になることについては、今後、更にその妥当性について確認をしていく必要があろうかというふうに思われるところでございます。

17ページからは補償費、損害保険料でございます。

具体的な中身につきましては、19ページ以降でございまして、補償費には地元の自治体とか漁協などと協定、覚書を結んで補償するための費用ということで、損害保険料は、このうち原子力損害賠償補償契約、原子力施設賠償契約については法定の保険ということになっております。これら費用は、5社とも現行原価と比較しておおむね下回っておりまして、大きな論点となるものではないのではというふうに考えているところでございます。

次に、22ページ以降、賃借料でございます。

賃借料の詳細は24ページでございまして、借地借家料の伸びは東北、中国、四国で大きく、東北は3倍、次のページに移りまして、四国が2倍というふうになってございます。

この理由、それぞれ費用が増えた理由でございまして、26ページのとおりでございまして、総論のところでも触れましたように、託送部門の分社化によりグループ間取引が生まれたことが挙げられているところでございます。

27ページからが委託費でございまして、この詳細は29ページでございます。委託費の変化を見ますと、北陸電力と中国電力の伸びが大きく、水力、原子力の販売関係、その他、

いずれも各部門で増えておりますが、その理由につきましては30ページということでございまして、水力発電部門の増につきましては、北陸、中国ともに送配電部門の分社化に伴って発電所運転業務が送配電事業者に対する委託という形になったためとしてございます。他方、原子力部門につきましては、両社とも再稼働を控えているとしまして、新規制対応基準に関わる安全対策関連委託ないし検査費用の増加ということでございます。

委託費に販売促進費用が混じっていないかという論点についてですけれども、北陸電力と中国電力の販売関係の増加理由を見ますと、コールセンターの委託ですとか電気料金収納業務の増加ですけれども、それ自体は電気料金の値上げに伴って人手を増やすということではないかと思われるところでございますが、この増加幅が92億、45億とそれぞれ大きいので、その内訳がどうかということについては、販売促進費用が混じっていないかというところは注意して見ていかなければいけないかなというふうに考えているところでございます。

普及開発関係費でございますが、32ページからでございます。

その内訳の詳細は34ページでございまして、大きな変化としましては、東北電力が前回値上げで査定を受けた原価から大幅に増えて、合計3.4倍になっていると。四国電力も、次のページですけれども、ホームページによる情報提供が大幅に増えていると、そういう状況でございます。

それぞれの増加要因、36ページですけれども、東北電力の増加要因としましては、1つは節電要請ということでございまして、現行原価には計上がなかったところ、今般6.6億円計上してございまして、ほかの会社と比較してもかなり大きな金額となっているというところでございます。

東北電力につきましては、地域共生活動も1,800万円から2億8,600万円という形で伸びが大きくなっておりまして、地域共生活動につきましてはイベントの協賛金といったものとかも含まれるところ、電気事業との関連性というのは確認していく必要があると考えられるところでございます。

38ページからが養成費でございます。

詳細は40ページを御覧いただきたいと思いますが、養成費には電気の安全とか安定供給に必要な技術、知識習得等のための研修費用ですとか、研修施設の運営・維持管理費等が計上されてございます。ここにつきましては東北電力が1.7倍という増加になっておりまして、要因としましては、41ページに示させていただいたとおり、業務の高度化・効率化

に向けたD X関連の教育費の増ということでございまして、その金額の水準の妥当性というところも確認をしていく必要があるかというふうに思われるところでございます。

42ページからが研究費でございまして、細かい内訳につきましては44ページでございします。研究費は、自社で行う研究と、電力中央研究所などに委託して行う研究に分けて計上してございますけれども、5社とも大きな増加はございませんで、大きな論点になるものはないかと思われるところでございます。ただ研究の内訳を見ますと、一部の社で販売に関する研究を計上している社がございまして、これが電気事業の運営に必要不可欠なものかどうかというのは、今後確認をしていく必要があるかと思われるところでございます。

52ページからが諸費になります。

諸費に含まれるものは54ページを御覧いただきたいんですけれども、通信運搬費ですとか旅費、団体費、手数料等々でございまして、東北、北陸、四国の3社が現行原価と比較した伸びが大きくなっておりまして、それぞれ東北が2.7倍、北陸が約2.1倍、四国が約1.7倍となっております。

その主な増減理由としては56ページのとおりでございまして、北陸と東北の通信運搬費というのは、これも送配電部門の分社化の影響ということと、あと57ページですけれども、四国電力につきましては、新市場開設に伴う取引所卸取引手数料の増とか火力発電所の制御装置の取替えに伴うソフトウェア更新費用の増などを挙げているところでございます。

58ページ、諸費の中に入っている団体費でございしますけれども、ここに掲げている5つの団体というのは、前回2013年頃の値上げ認可時に団体費の原価算入を認めた団体となっております。

59ページ以降は、今回、各社が新たに原価算入してきた団体でございまして、59ページ原発エネルギー協議会は、沖縄を除くみなし小売9社が加入していますが、今回、東北、四国が原価算入している一方、北陸、中国が原価算入していないと。

また、62ページでも、日本原子力発電と原子力環境整備促進・資金管理センターというのが出てきますけれども、これもみなし小売9社が加入していますが、四国電力のみが原価算入をしてきているという状況でございます。

60ページにまた戻りまして、北陸電力は電力広域的運営推進機関の原価算入をしております、他方で四国、沖縄もこれを算入し、東北、中国は原価算入しておりません。

61ページ、中国電力でございしますけれども、中国電力は、石油コンビナート等災害防止法に基づき配備が義務付けられています防災資機材の共同運用を行っている地域協同防災

協議会の費用を原価に計上しているというところでございますけれども、これは前回2013年に北海道電力が値上げ認可を受けた際にも同様の協議会について原価算入を認めている、そういう経緯がございます。

64ページからが原子力廃止関連仮勘定償却費ということでございますが、これは68ページに至近の解析がございまして、これは円滑な廃炉を促す環境整備する観点から措置された廃炉会計制度の一つでございまして、原子炉を廃止したときに、原子炉の運転のために保全が必要な固定資産の帳簿価格が残っており、通常、設備が廃止となると一括償却するということになりますが、その費用が巨額になりますので、これにちゅうちょするとなかなか円滑な廃炉が進まないことから、原子力廃止関連仮勘定という資産勘定を作って、それを10年掛けて定額償却するという仕組みが整備されておりまして、それぞれ法令でルールが定められているところでございます。67ページのとおり、東北と四国から原価への計上がございました。中国の島根1号機も廃炉してございますけれども、同様の仕組みで2018年までに償却が終わっているということで、中国については計上がないということでございます。

次に、70ページです。70ページからが原子力損害賠償資金補助法一般負担金と原賠・廃炉等支援機構一般負担金ということでございます。この2つの負担金は、ともに法律に基づいて原子力事業者が負担することが義務付けられている費用ということで、72ページですけれども、原子力損害賠償資金補助法一般負担金のほうは文部科学大臣が費用の金額を決めて各社に通知をするということと、原賠・廃炉等支援機構一般負担金のほうは機構の業務運営に必要な費用ということで、機構が1年間の総費用を見積もって大臣が認可し、原子力事業者10社で割って各社に通知をするというプロセスのものになってございまして、73ページになりますけれども、一応各社からは、過去の実績をBSにして原価算定期間中の費用を計上しているというところでございます。

75ページからが共有設備費等分担額、建設分担関連費振替額、附帯事業営業費用分担関連費振替額でございまして、77ページを御覧いただきたいんですけれども、共有整備費等分担額というところにつきましては、発電事業者たるみなし小売が発電所周辺の工場等々と例えば道路ですとか工業用水の取水施設等を共有したりしているところ、その維持管理費を相手方に支払う分担金と、相手方からもらい受ける分担金を計上しているというものになりまして、こちらは契約書とか過去実績に基づいて各社算定をしてきていると。

あと、建設分担関連費振替額ということでございますけれども、こちらのほうは電気事

業や附帯事業の建設工事に間接に関連する費用が一般管理部門で発生しますが、これを建設工事と一体だということで工事費用と一緒に建設仮勘定等に一旦振り替えて、運用が廃止されれば減価償却費として費用計上するという仕組みになっているものでございまして、こちらのほうは、各事業者は予定工事に過去実績を乗じて算定をしてきているというところでございます。

最後に附帯事業営業費用分担関連費振替額でございますけれども、附帯事業の営業に間接的に関連して要した一般管理部門の費用を電気事業の営業費用から附帯事業のほうに振り替えて料金原価から除くという整理勘定となつてございます。こちら各事業者は過去実績を基に算定してきているというところでございます、こちらは貸方の勘定ということで、原価から差し引くということでマイナス計上ということになります。

最後に79ページ、電力費振替勘定、社債発行費でございますけれども、電力費振替勘定というのは、建設工事ですとか附帯事業の実施のために電気を自家使用するとき電気事業営業費用から自家使用分を控除するという整理をする勘定となつてございまして、各事業者は建設工事における計画電力量と電力単価を基に算定してきているというところでございます。

社債発行費につきましては、各社とも必要額を過去実績を基に算定してきてございまして、各社とも繰延資産に計上せずに一括して費用計上してきているというところでございます。その他費用の項目は以上のとおりとなります。

御説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

事務局から個別の費目でポイントとなる点の提示があったわけですが、事業者さんから補足説明があればお願いしたいと思います。いかがでございましょう。

東北電力から手が挙がりました。どうぞ、東北電力からお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。今ほど事務局のほうから資料の御説明があったんですが、弊社のその他経費の中で、前回と今回の比較の中で増加しているところ、費目がございまして、そういったものに対しまして補足的に御説明をさせていただければと思っております。

大変申し訳ないのですが、参考資料2を御覧いただきたいのですが、こちらに個別に中身を詳しく記載していますので、そちらのほうを開いていただきまして、初めに賃借料から御説明したいと思います。

4ページを御覧いただきたいと思います。備考のほうにも記載していますが、送配電会社の分社化に伴う東北電力ネットワークとの取引の発生によりまして、通信用の専用回線の使用料ですとか、業務用の駐車場も含む土地・建物に関わる使用料を新たに計上することなどで、前回に比べまして約42億円の増加となっております。

それから東北電力ネットワークとの具体的な取引の内容については、22ページに記載しておりますので、後ほど御確認を頂ければと思います。

続いて、この資料の10ページを御覧いただきたいと思います。10ページのほうには普及開発関係費について記載をしております。これにつきましては、申請させていただいた料金値上げが物価高の中で実施をされるということ、それから過去と比較をしても値上げ幅が大きい改定になりますこと、また、足元の厳しい電力需給環境を踏まえまして、電気料金メニューの周知や節電、省エネの取組費用などを計上したことによりまして、前回に比べ約18億円の増加となっております。

具体的には、お客様の負担軽減に資する省エネ・節電を促進するための周知に関わる費用が前回の原価から大体11億円ほど増加をしていることに加えまして、原子力の活用も含むカーボンニュートラルの実現に向けた地域のお客様の理解醸成のための費用が、前回に比べ5億円ほど増加をしております。

なお、表の下段に記載のとおり、イメージ広告ですとか販売促進に関わる費用につきましては、今回申請において計上してございません。

続きまして、15ページを御覧いただきたいと思います。こちら養成費でございます。養成費につきましては、業務の高度化・効率化に向けましたDX関連の教育費を計上したことなどにより、前回に比べ4億円ほど増加になってございます。当社といたしましては、会社の各階層においてデジタル化に対応できる人材の育成に取り組み、従業員一人一人のエンゲージメントや労働生産性を向上させることが、安定供給と一層の効率化を実現するために必要と考えてございます。

それから、先ほど事務局様御説明資料の41ページには記載があったのですが、これまでコロナ禍により集合教育が実施をできなかったことによる反動増の影響、これも増加の要因となっております。

最後になりますが、諸費ということで、こちらは18ページを御覧ください。諸費につきましては、18ページに記載のとおり、前回に比べ大体121億円の増加となっております。主な増加要因ですが、賃借料と同様、送配電会社の分社化に伴う東北電力ネットワ

ークとの取引の発生によりまして、通信費や業務システム利用料、電源線や発電所用計器に関わる費用、こういったものを新たに計上したことによるものでございます。

また、記載はありませんけれども、効率化施策の一環として情報システム資産の一部をグループ一元管理する形態に変更いたしておりまして、これまで当社が保有をしておりました情報システムを子会社へ移管をしたことから、その維持管理に関わる当社負担分費用について関係会社への支払いを諸費として今回計上してございます。

増加した分についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、次に、四国電力の手が挙がっております。どうぞ、四国電力から御説明お願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力の宮本でございます。それでは、弊社の増加分で先ほど御指摘のあった3件について御説明いたします。参考資料5を併せて御覧ください。

まず賃借料でございまして、資料の7ページになります。賃借料につきましては、先ほど池田課長からの御説明にもあったとおり、分社化による影響が主な増加要因でございます。具体的には、7ページの下の方の一番上の借地借家料について、分社化に伴い四国電力送配電所有となった土地・建物の賃借に係る費用が増加していることと、一番下の雑賃借料について、同じく送配電所有となった電源線利用に係る費用が増加してございます。

続きまして、普及開発関係費でございまして、資料の11ページになります。先ほどの御説明にもあったとおり、2点の増加要因がございまして、当社はこれまで、発電所の施設見学会や次世代教育支援という項目については、ウェブコンテンツの強化等により実開催規模を抑えることなどで費用削減に努めている部分もございしますが、原価算定期間において、11ページ真ん中の「その他情報提供関連」として、ホームページの定期的な更新費用を織り込んでおります。加えて、昨今の需給状況を踏まえた節電要請の費用や、2015年から運用を開始しているウェブ上での電気の使用実績の照会サービスに係る費用を今回追加的に必要となっていることから、前回原価と比較して、2億円程度増加しております。

特にウェブサービス（よんでんコンシェルジュ）については、表の一番上に記載してございますが、お客さまの利便性向上や当社における郵送費の削減を目的に、昨年度から計画的に検針結果等のウェブ通知化をメインとしたシステムの更新を既に始めておりまして、「電気料金メニュー等の周知」において改修に係る費用が直近実績に計上されているとともに、原価算定期間内においても、開発費用が追加的に発生することから、今回原価が増

加しているものでございます。

続きまして、諸費でございまして、資料の20ページになります。諸費については、表の下に記載の雑費の「ソフトウェア」と「その他」とが主に大きく増えておりまして、「ソフトウェア」については、火力発電所の制御装置の老朽取替に伴うソフトウェア更新費用が増加したためでございます。制御装置の老朽取替については、火力発電所の定期点検に合わせて定期的実施しているところ、定期点検の周期が6年に1回に延びており、そのタイミングに来ているものがこの3年間に発生しております。

具体的には、阿南発電所や坂出発電所、橘湾発電所の3か所の発電所において制御装置が老朽化しており、その取替えのタイミングで、取替えに係る設備投資が増加するとともに、内部にあるソフトウェアの更新に係る費用が増加するものでございます。

また、一番下の「その他」については、諸手数料ということで、前回改定以降に開設されました需給調整市場などの新市場に参加するための手数料が増加しているということでございますが、新市場への参加については、新市場の収益が控除収益として原価算入される観点からは、原価の低減に資するものであると考えてございます。

弊社からは以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、北陸電力お願いいたします。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。今、事務局殿から御説明あった中で、全体原価対比で伸びが大きいという御説明のありました3つの費目について説明いたします。

参考資料3で、まず6ページ目を開いていただいて消耗品費についてでございますが、リード文にありますように、消耗品費につきましては火力発電所の高稼働による潤滑油脂費、水道料、化成品類等の増加やハードウェア、ソフトウェアの取替え、北陸電力送配電からの業務受託による什器工具費、事務用品費の増加等により、現行原価対比で14億円増加しております。このうちハードウェア、ソフトウェアの取替えによる増加につきましては、2025年10月のWindows10サポート期間終了に伴い、全従業員が業務上使用しているパソコン3,600台の取替えが必要であること、また、インターネット回線の利用時に必要なウイルス対策機能を有した各種サーバー等について、セキュリティ維持のため取り替える必要があることなどが主な要因でございます。

また、給与計算に係るシステムに付随するソフトウェア取替え等、北陸送配電との共通業務で使用しているものにつきましては、受託業務といたしまして当社において両社分の

消耗品費を計上し、別途、収入を電気事業雑収益として計上しており、ネットベースの申請原価全体ではマイナスとなっております。

続いて、9ページ目を出してください。委託費について説明します。リード文の記載ですが、委託費につきましては、志賀原子力発電所2号機の新規制基準対応に係る安全審査費用の増加や北陸送配電との業務受委託等により、現行原価対比で121億円増加しております。新規制基準対応に係る安全審査につきましては、大きく分けて地震・津波審査とプラント審査がございますが、それぞれの審査対応に必要な評価、解析業務について、メーカー及び土木建設会社などに委託する費用を織り込んでおります。

また、北陸送配電からの業務受託につきましては、消耗品費同様、システム開発、保守等を当社において両社分の費用として計上し、別途、収入を電気事業雑収益として計上しております。これにつきましても、ネットベースではマイナスとなっております。

また、北陸送配電への業務委託につきましては、水力の備考欄に記載のとおり、水力発電所の運転委託等の増加影響がございます。

最後に、7ページ目を出していただけますでしょうか。諸費について御説明します。リード文の1ポツ目ですが、諸費につきまして、北陸電力送配電からの業務受託及び同社の設備利用料等により通信運搬費、雑費が大きく増加しており、全体では現行原価対比で28億円の増加となっております。

通信運搬費は、北陸電力送配電と共通で使用している電話回線使用料が、雑費のパソコン通信等利用料には両社共通のメールサービス利用料が含まれておりまして、これら受託業務につきましては両社分の費用を当社にて計上し、これも電気事業雑収益でマイナス計上する両建てとなっております。

また、雑費のその他の増加につきましては、北陸送配電所有の電源線に対する利用料が主な原因でございます。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。すみません、1点確認させていただきます。さっき、消耗品でWindows10のサポートが終わったのでとおっしゃった。それでいいんですか。

○平田オブザーバー サポートが終了して、パソコンについて取替えのコストが必要ということで、それが増分の要因になっているという御説明です。

○山内座長 什器工具費ですね。事務用品費のところソフトウェアで、Windows 8 かなんかじゃなかったと思ったけど、違う？

○平田オブザーバー 2025年10月に。

○山内座長 これから先行くと、Windows10が駄目になるからということですか。大変失礼いたしました。ありがとうございました。私の誤解です。

それでは、中国電力お願いいたします。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。それでは、当社のその他経費について、増減要因につきましては概ね事務局から御説明いただいたとおりですが、若干補足をさせていただきます。

参考資料4の1ページをご覧ください。当社のその他経費は全体で155億円の増となっておりますが、これは主に原子力の安全対策に関する委託費や原賠・廃炉等支援機構一般負担金を織り込んだことによるものでございます。これ以外に、事務局からの御説明にもあったとおり、分社化に伴う会社間取引も含まれておりますが、こちらにつきましては、利用対価を受領し、控除収益である電気事業雑収益に計上しております。

それから、申請原価には資機材調達コストの低減などによる効率化額75億円を織り込んでおり、3ページをご覧くださいと、実績に比べて申請原価は減少しております。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは、事務局及び各電力会社からの御説明がございましたので、皆さんで御質問、御意見あれば御発言願いますが、手挙げ機能でこちらにお知らせいただければというふうに思います。よろしく願いいたします。どなたかいらっしゃいますか。

これについては、委員の御担当の先生とかいらっしゃる訳？ 特に委員の方で——松村委員、手が挙がりました。どうぞ、松村委員御発言ください。

○松村委員 松村です。追加で御説明いただいてよかったと思います。直近実績あるいは現行原価に比べて著しく大きくなっているものが幾つか見えるということですが、それぞれ一定の理由を説明していただいた。例えば委託費からの勘定科目の変更によって増加するのは確かにあり得ることで、別の費目と合わせて考えれば、異常な値に見えないとかという点については、全てを御指摘いただいたわけじゃないと思うのですが、実際にこれから見ていくときには、一つ一つちゃんと説明がつくかを確認していただきたい。

その上で、今回の普及開発費のところは、全ての会社がそうだとは言わないのですが、ちょっとどうかしていると資料だけ見ると思ってしまう。そんな会社が2社ほどあるよう

な気がして、とても心配している、というよりも、更に詳細な説明なくこのまま認めたらもたないと心配しています。

まず盛大に盛り込んでいる会社は、燃調の上限が仮になかったとしたらついたはずの料金と比べても更に値上げになっているという意味では、文字どおり言い訳のきかない値上げ申請になっている局面。そういう会社は何でこんな盛大に普及開発費を盛り込んでくるのか、物すごく不思議というか、ほかのコストもいっぱい盛っているのではないかとの疑念を抱かせるレベルです。

そういうコストは、値上げでないときに原価の中に入ることが仮に消費者の理解を得られるとしても、こんな大幅な値上げをする、燃調の上限がなかった前提でも更に値上げる会社がここまで普及費を盛るのかというのは、私にとっては衝撃的ですからあります。

例えば直近の実績でここが空欄になっているのにもかかわらず、何で節電のところでこんなにすごい金額が東北電力で出てきているのか。ほかの会社と比べても相当な金額になっている。もちろん普及開発費全体で見ても、燃料費などと比べればはるかに影響は小さいことは確かに事実で、そんなこと大騒ぎするなという考えはあるかと思うのですが、それにしても何でこんな額が急に出てくるのかは、普通に見たら到底理解できないレベルだと思います。

また、メニューだとか料金だとかの説明にコストが掛かるというのも、これも会社の規模を考えたとしても、東北電力はすごくたくさん入っている。消費者がこれを聞いて、今回は大幅な値上げになります、大幅に値上げになるから消費者の理解を得るためには十分な周知が必要です、十分な周知にはコストが掛かります、コストが掛かるから、その分更に値上げさせてもらいますなんていう説明は、本当に受け入れられるのでしょうか、ということを東北電力は真摯に考えていただきたい。

自分たちがかなり大幅な値上げ申請を出していることが本当に自覚されて、それでも顧客の負担を抑えるために最大限努力していることが疑われるレベルになっているのではないかと、とても強く心配しています。この点については、本当にそれは必要なものなのかについては、事務局からの説明もありましたが、十分検討し、消費者の理解が得られるものなのかを考えていただきたい。

次に、ほかの会社と比べても突出して節電の要請のためのコストが掛かっている会社に関しては、恐らく本当に節電要請がクルーシャルになってくる局面は、需給がとても厳しい断面だと思います。実際、それは国のほうから要請して、それで電力会社もそれに協力

するという格好なのだから、コストが掛かることは十分あり得ると思います。しかし、そのような本当に国からの要請があり、それに応えてやる局面だとすると、物すごくコストの高い局面というか、もしそれが市場調達だとすれば、市場価格は相当高騰している局面ということになると思います。

したがって、ほかの会社に比べても突出してこの努力をする会社については、逆に節電の効果も一定表れることを需給想定でちゃんと織り込んで、漫然と全体の需要を減らすのではなく、コストが最も高いところで節電の効果が出てきて、それによって原価が削減され、ここでこれだけコストを掛けているのだけれども、取り返せる部分はその10倍もあるのだから、これはとても合理的なものという格好で見せる必要があると思います。ここの金額がすごく大きな会社に関しては、直近実績と比べても大きな会社に関しては、直近の節電実績からある程度推計した需要ではなく、この効果も織り込んで最も高い局面で一定の節電があるという形で原価の差、つまり供給力と需要のところを少し調整する格好で見ないと、理解を得るのはとても難しいのではないかな。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。最初におっしゃった燃調上限との差額については次の議題でも扱いますので、それもちょうと頭に入れて、事業者さんから御説明あるときはお願いしたいと思います。

次に、平瀬委員、どうぞ御発言ください。

○平瀬委員 今の御意見と一部かぶるんですが、東北電力さんの養成費のことなんですけれども、金額自体は取り立てて大きい小さいか、それほど大きいとは個人的には思わないですけれども、頂いた資料の養成費、15ページのところにあります申請額の1億7,300万とか3,800万、3,600万というこの養成費が主にDX関連の教育となっていますけれども、委託費のところにもDX関連で盛り込まれていますので、分社化に伴って委託に係る費用が当然かかってくると。委託するだけではなく、自社の中の教育も必要だということで切り分けられる必要があるとは思いますが、どうやってこの数字が出ているのかというのをもう少し具体的に、後ほどで結構なので教えていただけたらと思います。

主に従業員の工数なんだろうかな、何人向けに何回どういう教育をしたら1億7,300万掛かるのか、もともとデータリテラシー自体やってなかったんですかとか、その辺もちょっと分かりにくいです。DXの推進の教育ですので、もちろんDXで教育されると思うんですけれども、どうしてこんなに費用が掛かるのかしらというのは、ちょっと同じ電気

の教育者として参考にさせていただけたらと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

次は、河野委員どうぞ。

○河野委員 ありがとうございます。河野です。私も先ほどの松村委員が御指摘されたところと全く同じところ、普及開発費について疑問点がありまして、私、この間、各地の公聴会3社ほど参加させていただいたんですけども、消費者からの、状況は理解するんだけども少しでも値上げ幅を抑える方向で企業努力をお願いしたいという要望を酌み取っているところまでございまして、そうしたときに、特に普及開発費の中で節減要請ですとか料金改定の料金メニューの周知、原子力の再稼働に向けての地域の方とのコミュニケーションということで、どれも一定程度の目的は認めるにしても、例えば東北電力様のホームページを拝見すると、本当に果たして値上げの局面で、このホームページの掲載内容が本当に消費者に対して状況を丁寧に説明しているかということ、そうとは思えなくて、私自身がそこから酌み取れたのは、低圧で自由料金を今選択されている方に対して、燃調を外しますから来月からこんなふうにながちやいますよみたいな形で、自分の事業方針を、一方的に情報を掲載しているというふうに受け取れるようなホームページの内容でした。

ですので、そこに情報提供するからということで、先ほど平瀬委員もおっしゃっていましたが、DXというか最新のシステムを導入して利便性を向上させて提供しているところとは分かってはいるんですけども、少しでも値上げ幅を圧縮というところであれば、この辺りもお客様のお立場を考えて——特に規制料金ですからね、自分で選択するというよりは、自由料金を選択しているわけではないので、規制料金のお客様にとって最低限の情報がそこにあればいいのではないかな。ここでも節約をしましたというか費用抑制をしていますというほうが、理解が得られるのではないかなというふうに思いました。

それからDX関連というのは、外部委託料との関係でコンサルを入れていらっしゃる、意外にDXに取り組むと本業以外のところで、リソースがない分を外部に委託料を払って結構助けてもらうというところもあると思うんですけども、その辺りの関係がどうなっているのか。この辺の費用の中に外部コンサルの費用がどの程度入っているのかも教えていただければと思いました。

もう一点は、事務局のほうから論点として提示されました脱炭素関係の費用を料金審査

要領には入っていないので、そこをどう見ていくのかという御示唆がございました。GX関係、GXに限らずサステナビリティとかレジリエンスに関しても、恐らく料金審査要領には入っていないくて、将来に向けての社会課題解決への投資というのを、どこかいろいろなところに分散されて入っているとは思いますが、それは簡単に、これは不要だよねと言って切ってしまうことが、例えば将来の電源構成の変化ですとか様々な中長期的に効果が出る今後に向けての経営の方針に対してブレーキになるようなことにならないように、その辺りはぜひ上手に費用も入れていただければなというのは消費者としては感じているところです。

すみません、まとめませんけれども以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか。さっき平瀬委員が、その他経費のところの御担当であるんですが、梶川委員とか川合委員で何かあれば。

梶川委員、どうぞ。

○梶川委員 一応私も担当なので。今、何人かの先生がおっしゃられたこととほとんど内容は重複するんでございますけれども、特に普及開発費に関しまして審査要領の中でも、こういう指摘であっても現に必要なもののみとか、バックグラウンドとして電気料金の値上げが必要な状況下における費用の優先度を考えて認めますよというような言葉もございまして、この費用と優先度というのは結構大きなテーマだと思います。また、現に必要なというのはそういうことを指していると思うので、先ほど幾つか例が挙げられた部分というのは、研修費用もややそれに近いところがあると思うんですけれども、今の現下の情勢、社会的要請の中で、なかなか認めがたいものもあるのではないかなという気はいたしました。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

川合委員、どうぞ御発言ください。

○川合委員 川合でございます。もう既に皆さんおっしゃったとおり、私も東北電力の幾つかの費目については、ちょっとやり過ぎだよねという気は率直にされていて、そこについてはもう皆さんおっしゃったので、これ以上私からは申しません。皆さんがおっしゃったとおりだと思っております、ということだけお伝えします。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望の方いらっしゃいますか。

それでは、今そういうような御質問あるいは御意見等も出ましたので、御回答のほう、事業者のほうから先に言っていただけますか。

それでは、事業者の方で今の御指摘に対して御回答お願いしたいと思いますが、順番というよりも手挙げでお願いいたします。

それでは、東北電力お願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山です。いろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。全部今日お答えできない部分がありますけれども、一部だけ補足的なところのお話をさせていただきたいと思います。

特に普及開発関係費でございますけれども、電気料金メニュー等の周知、節電要請の部分についてでございますけれども、まず、ここにつきましては現在の状況について補足をさせていただけば、既に直接、サイトによる丁寧な値上げの説明をお客様のほうにさせていただいているんですが、これはお客様の負担軽減に資する情報提供の実施に関わる費用というふうなことにまいりますので、その辺が原価の部分では増えているところということもありまして、こういったものも今回入れさせていただいたわけでございますが、節電のキャンペーンのみならず高効率の機器への買い換えを支援するようなことも含めたキャンペーンというふうなことで今取り組んでいるところでございます。

この特設サイトのほうは、2023年度の運営費用等は織り込んでいるわけでございますけれども、一方でお客様の負担の増加につきましては2024年度以降も継続をいたしますので、負担軽減に資する情報の提供については、これは継続していく必要があるというふうに考えておりまして、サイト運営については2023年度のみなんです、その辺の情報提供の継続というところについては、2024、25年度以降も継続できるように織り込む必要があろうということで、その辺も今回、費用面で増加している要因になっております。

もう一つ節電の要請でございますけれども、こちらにつきましては、今回申請させていただいた費用でございますけれども、2022年度、今年度を実施をしている節電意識要請に関わる広範囲的な節電の広報、これについては来年度以降も実施をするという想定に基づきまして費用の計上をしております。値上げの実施以降もお客様の負担の軽減の観点からも、こういった周知促進活動というのは一層重要性を増すと考えてございますので、そういう趣旨で織り込みをさせていただきました。

また、東北エリア、非常に広いエリアでございまして、国土の大体2割ぐらいを占めて

おります。この広範囲なエリアにお住まいの皆様方にしっかりと情報をお届けするという観点で、我々としては年代ごとに主要な情報チャネル、これが異なる状況もありますので、全方位型のテレビCMだけではなく、高齢者は特に新聞講読率が高いですので、こういった高齢者向けには新聞の広告、また若い方には主要な情報源としてSNS等のインターネット広告、こういったことで複数のアプローチ、プロモーション、こういったものも行っているところでございます。

節電プロモーションのこういった効果について、金額的なところは後ほど必要に応じて我々のほうで資料を整理して御説明させていただきたいと思いますが、現在実施をしております冬の節電キャンペーンで、節電量の影響としては、低圧の規制・自由両方含めた形になりますが、大体3億2,000万kWh程度の節電の実績がございまして、既に省エネのキャンペーンなどのエントリー数も60万件を超えるような一定の効果を獲得しているところでございます。

今回の原価の中では、今年度夏も実施したのですが、夏冬のこういったキャンペーンと同程度の効果を我々としては想定しておりまして、省エネと節電両方合わせて大体8億kWh程度の節電の効果はあるのではないかと想定をしているところでございます。

それから養成費の部分については、DXの関係につきましていろいろ御質問もございました。これは本日の時点では説明できないところもございまして、追って整理をした中で説明できるようなものを御提出させていただきたいと思います。

私からの補足説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

そのほかの事業者さんで、誰かいらっしゃいますか。あるいは委員のほうからでも結構ですけれども。

それじゃ、事務局のほうで全体についてのコメントいただけますか。

○池田取引監視課長 いろいろコメント頂きまして、ありがとうございます。先ほど河野委員から御指摘を頂きました脱炭素化に対して1点だけ補足させていただきますと、脱炭素化に関する費用はいろいろなものが織り込まれておりまして、例えば抽象的に地球温暖化に関する調査研究みたいな、そういったものも混じっていたりとかしまして、料金に関する審査要綱上も、要は料金を上げなければいけないという状況下において、費用の優先度を考慮して必要な範囲に限って算入を認めるというような規定がありますので、その規定に対してどうなんだろうかという問題意識で問題提起をさせていただいた次第でござ

います。

いずれにせよ、今日、事業者からの補足説明、そして委員からの問題提起を踏まえまして、また事務局において、その他経費の費用算入の妥当性、あるいは水準の妥当性について引き続き精査をしていきたいと思います。ありがとうございました。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかに追加御発言、よろしいですか。

ありがとうございました。その他の費用というのはかなり細かいところになるんですけれども、納得性というのが一番大事だというふうに思っておりますので、今事務局からのコメントありましたが、事業者さんからの回答ございましたけれども、改めてまた御議論させていただくということにしたいと思います。その準備を事務局をお願いしたいと思います。

それでは、議事を進めさせていただいて、議題5「燃料費調整制度における上限が無かった場合の料金水準について」、さっき松村委員からも少し言及ありましたけれども、資料7、事務局か御説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長 それでは、資料7の2ページを御覧ください。前回会合では、北海道電力、東京電力エナジーパートナーから規制料金の値上げ申請の概要について説明がありましたが、その際に、燃料費調整制度における上限がなかった場合の料金水準と比較して、申請のあった料金水準はどうなんだろう、そういう御質問がございましたところ、事務局から各事業者に対して料金水準の試算を依頼したところでございます。

その結果が、次のページに行きまして3ページ目でございます、既に先行5社については燃調上限がなかった場合の料金水準、左から2列目の値ですけれども、それと比較して、1個右隣の今回申請のあった料金はどうかという対比をさせていただいたところですが、これに今回新たに加えますと、北海道電力につきましては、燃調上限がなかった場合と比較すると12%の値上がり、東京電力エナジーパートナーにつきましては5%の値上げ、そういうことになります。すなわち燃調上限がなかったと仮定した場合と今回申請どおりに料金が上がった場合を比較すると、中国電力、四国電力、沖縄電力の3社については料金が下がると。一方、北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力の4社につきましては、それでもなおまだ料金が上がると、そういう結果になりました。

御報告は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

これについて御発言ございますか。

実はこれ、前回で私が発言したんですけども、燃料調整制度で上限がなかった場合の料金水準というので、これは今池田課長から御説明あったように、一定の仮定を置けば計算できるわけで、それを計算した場合に新たな申請のあった2社、北海道と東京ですけども、これとの比較どうなるんだということだったんですけども、今回申請した料金水準が、上限がなかった場合の料金水準を上回っていると、こういうことになりました。これの要因については、北海道電力と東京電力エナジーパートナーから、どういうふうに分析されたかまずは御説明いただこうかと思いますが、既に申請を出されていた東北電力、北陸電力も同様な傾向があるということですので、補足説明等いただければというふうに思います。

それでは、北海道電力からお願いしたいと思います。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございます。今回、上限超過額以上に値上げが必要な理由ということでございますが、私どもの場合、前回料金改定以降の電源構成の変化によりまして、現行の燃料費調整額では反映できない部分があることなどによるものでございます。当社の電源構成は、前回料金改定以降、泊発電所の再稼働が見通せない状況の中で、経済性の向上等を目的として2019年にLNGを燃料とする石狩湾新港発電所が運転開始したことでとか、またFIT制度による再生可能エネルギーの買取り分増加に加えて、新電力さんとの競争激化などによる小売販売電力量の減少に伴い、主力電源として活用しております石炭火力の割合が増加するなど、現行料金と比べまして大きく変化しております。

こうした状況の中で、2021年以降の世界的な燃料価格や卸電力市場価格の高騰によりまして、現行料金改定後に運転開始いたしました石狩の発電所、こちらで使用するLNGですとか石炭火力の割合が増加した部分の価格上昇につきましては、現行料金の燃料費調整単価では反映できないことに加えて、FIT制度により買い取ります電気の価格、これは暴騰している卸電力市場価格とされているため、安価な電源を最大限活用する運用を徹底しておりますが、当社の負担は増加していると、そういうことの要因によるものでございます。

説明は以上でございます。

○山内座長 計算上そういうことになるかというふうに思うんですが、ありがとうご

ざいます。

東電、手が挙がらないので、東北電力からお願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。今ほど北海道電力様から説明があったのですけれども、弊社の燃調上限よりも上回っている部分の理由については、内容的には北海道電力さんとほぼ同じような形になります。私ども今回の申請の中では、燃料諸元の見直しだけではなく原価算定期間における電源構成などにつきましても見直しをさせていただきます。弊社の発受電電力量の内訳につきましては、12月7日の会合で提示をさせていただいています申請の概要、こちらのほうを後ほど御覧いただければと思うのですが、前回の改定ではほとんど含まれておりませんでした他社再エネ、これはいわゆる小売のFIT買取り分になります。それからJEPXからの調達、こういったものが増えてございまして、両方合わせますと大体80億kWh程度の増加となっております。

このような市場価格に連動するコストが増加する一方で、自由化の進展ですとか省エネ等で販売電力量が減少していることから、燃調の上限がなかった場合に比べて申請原価の水準が上回る要因になっていると考えているところでございます。

東北のほうからの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それじゃ、東京電力エナジーパートナーからお願いいたします。

○秋本オブザーバー 東京電力エナジーパートナーです。今回の燃料費調整制度の上限がなかった場合と比べて更に値上げということでございますが、私どものほうは、主にFITの買取りに伴う買取りの費用等、これは燃調では回収できない卸電力市場価格が高騰したということに伴いまして、燃料費調整の上限超過分を上回る費用増が生じたということで、今回こういった数字を算定させていただいているということでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

北陸電力、どうぞ。

○平田オブザーバー 北陸電力・平田です。当社の値上げと対現行の45%増、上限なしの13%。この13%につきましては電源構成の差が反映されておりまして、例えば原発の利用率で言いますと現行原価が2008年、15年前、このときの原価に算入された原子力の設備利用率は38%、今回が6%ということで、この差がほぼ石炭火力の増加という形になっております。石炭火力につきましては、基準燃料費で前回価格71ドル、今回が約380ドルと

ということで、5倍強の水準になっているということで、電源構成差に加えて、石炭が増加した分の石炭燃料費の高騰分がこの13%に反映されているということでございます。

ついでに45%という値上げ率が多いことにつきましては、基準燃料費が当社の場合、現行料金最安のところから大きく増えておりまして、基準燃料費の例えば現行燃料費のk1当たりの基準燃料価格で申しますと2万1,900円。それが今回は7万9,300円ということで、この3.62倍というのが今ここに挙がっている7社の中で最大の上昇率ということになっておりまして、これが45%、すなわち値上げ率の大きな数字になって表れているということでございます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。電源構成比が変わって将来的に上がっていくという御説明だったんですが、基本的には。

この件については、ほかに何か御意見、御質問等ございますか。

将来的にも最低のコストミニマムの電源構成比をお願いしたいという面もあるかなと思いますけれども。でも、FITの問題なんかはそうもいかないことがあろうと思うんですけど。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。発言します。前のラウンドで言わなければいけなかったことなのかもしれないんですが、今御説明いただいたFITの買取り価格に関して、回避可能原価が卸市場価格連動になっていて、燃料費が上がったということになると市場価格も必然的に上がることになり、買取り価格も上がることになるのだけれども、これは燃調の対象になっていない。したがって、燃調の上限が仮になかったとしたらついている料金に更に上げなければいけない要因になり得るという説明は、正しいと思います。

この点については、納得が得られるように私たちも丁寧に説明していかなければいけないのですが、ということは、最初に消費者庁から具体的に指摘されたところ、あるいは「国民の声」で出てきたところを私たちも重く受け止めなければいけないということだと思います。燃料費が今すごく上がっているから値上げになっているのだけど、燃料費が下がったらちゃんと下がるのかという疑問に対して、燃調という制度では、下がったときにはもちろん下がりますと、その場合には下限というのは設定されていないので……（音声不能）

○山内座長 今、音声途切れています。燃調の下限がなかった場合に、その分下がって

いくというところまでの御説明が聞けました。

○松村委員　だから燃調で対応しているんです、その点心配ありませんという回答を公聴会などでも、あるいはエネ庁でも、あるいは監視等委員会でもすることになると思います。しかしF I Tのこの買取り価格が今すごく上がっていて、それを反映した料金にして、この後、燃料費が下がり市場価格が下がったときには、燃調では自動的に対応されないということがあることも意味している。

したがって、消費者の懸念、公聴会や「国民の声」などで出てきた懸念、あるいは消費者庁から出てきた問題点に関しては、燃調制度があるんだから、ちゃんと燃料費が下がれば下がりますという回答だけでは足りないということなのかもしれない。もちろん、これは今の制度からするとかなり対応が難しいことだというのは十分分かりますが、現行の制度のままだと、燃料費が下がったらちゃんと料金が下がりますという説明は十分ではないということも今回の説明は意味していると思います。この点については重く受け止めて、どうすべきかということを経後考えていかなければいけないと思いました。

以上です。

○山内座長　ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか、御発言。あるいは事務局のほうから何かありますか、この点について。

北本委員が手を挙げられた。じゃ北本委員、どうぞ御発言ください。

○北本委員　ありがとうございます。今の松村委員の御意見、まさに私も気になるところであります。一方で中国、四国、沖縄さんが、今回の値上げ申請で対上限なしの場合よりも低いという想定価格を出してこられていると。これはF I Tの増加による影響がなかったのか、それとも、あったんだけど何かで吸収されたのかというのは何か、教えていただけると助かります。

○山内座長　なるほど。今の3社の方でいかがですか、今の御質問に対して。突然の御指名なのでなかなかあれかもしれないけど、お気づきの点があれば御発言願いたいと思います。

中国電力、お願いいたします。

○小寺オブザーバー　中国電力の小寺でございます。今の北本委員からの御質問に直接お答えすることになるかどうかは別として、当社が燃調なかりせばの水準よりも下げているのは、経営効率化等を最大限織り込んでいることにより、原価全体を洗い直した結果、

燃調なかりせばの水準よりも低い料金水準になっているということでございます。

以上でございます。

○山内座長　ありがとうございます。

四国電力、お願いいたします。

○宮本オブザーバー　四国電力の宮本でございます。それでは、弊社の織り込み方について御説明いたします。確かにF I Tの小売買取り分の価格が市場に連動するため、市場価格が高いときには調達費用が高くなるというのは、その通りでございます。一方で、弊社の場合は、全体の小売の規模に対して、卸や市場での販売量も多いため、F I Tの小売買取りの量と卸・市場販売の量が相殺する形となっており、F I T制度による再エネ買取分の原価影響は概ねないものと考えてございます。

以上です。

○山内座長　ありがとうございます。

ここは、各社によって事情違うかも知れませんが、そういったような考え方があるということですね。

今ちょっとテクニカルなお話で情報がありまして、通信の関係で時々音声途切れるようなことがあるようです。なので、途切れた場合には、申し訳ございませんがこちらで指摘をしますので、それに従っていただければというふうに思います。

ほかに。沖縄電力からどうぞ。

○上間オブザーバー　沖縄電力の上間です。弊社につきましても、F I Tについては市場価格連動で上昇しておりますが、それ以外全ての費目について効率化を推進した結果、全体としては、なかりせばに比べて値下げになるという形で申請させていただいております。

以上です

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御指摘ございますか。事務局から何かあれば。

○池田取引監視課長　先ほどの松村先生からの御指摘も踏まえながら、消費者庁あるいは「国民の声」、公聴会の声にどう応えるかというところについては、引き続き検討してまいりたいというふうに思います。

○山内座長　ありがとうございます。

ほかに御発言ないようでしたら、議事を進めさせていただきます。

次は、6番目の議事「経営効率化について」であります。資料8、これを御説明いただきます。

○池田取引監視課長 資料8を御覧ください。

2ページをまず御覧ください。経営効率化については、12月19日の29回会合で御審議いただいたところでございますが、その後、北海道電力及び東京電力エナジーパートナーからも申請がございまして、経営効率化の取組について事務局において聞き取りを行ったところをお示しさせていただくものでございます

まず、前回会合の振り返りでございますが、4ページでございます。料金審査における経営効率化の位置付けとしましては、能率的な経営の下における適正な原価に基づくものであるかどうか求められてございまして、各費用の性格に応じて適切な経営効率化努力を織り込んだ原価査定を行うこととなります。

次、5ページに行きまして、経営効率化に係る論点の再掲でございますけれども、前提としまして、このページの一番下のほうにございますとおり、北海道電力及び東京電力エナジーパートナーにつきましても先行5社のときと同様、人員計画の効率化ですとか燃料調達の効率化ですとか、そういったものにつきましてもそれぞれの費用項目の回で御議論いただきまして、こちら経営効率化のほうでは、資材調達や工事委託事業など複数の原価にまたがる共通の事項について御議論いただきたいと思います。

論点としましては今回申請に係る取組ということでございまして、これまでの取組としましては、どのような経営効率化に取り組んできたかということに加えまして、北海道電力も東京電力エナジーパートナーも前回値上げをした際に効率化目標が織り込まれておりますので、この目標を達成しているかという点も確認いただくこととしております。

他方、今回申請に係る取組としましては、原価算定期間においてどのような経営効率化を織り込んでいるか、資材役務・調達等でどのような取組を行う予定であり、どのような根拠を基に効率化目標を設定し、それは妥当か。あと、子会社・関係会社における効率化も織り込まれているか。

更に次のページに移りまして、競争入札比率ですとか新規の調達先の開拓獲得等による競争環境の確保、まとめて発注することによるスケールメリットの確保、工夫の有無といった点について御確認いただくということを前回では論点として示させていただいたところでございます。

更に効率化に関する事業者間の比較としましては、各社から提出されたものは経営効率

化額として算定している対象範囲、期間、算定方法がそれぞれ異なることが分かりましたので、どのようにして他の事業者間の効率化の比較を行うことが適切かということを経後の検討とさせていただいているところでございます。

ここまでの前回会合の振り返りでございまして、8ページからが北海道電力、東京電力エナジーパートナーのこれまでの経営効率化というものの状況でございます。北海道電力、こちらは送配電を含んだ数字になりますけれども、2021年度実績の発射台としましては、効率化織り込み前の前回申請原価から比較して912億円を実績として挙げてございまして、経営効率化の論点となります資材・役務調達等の効率化は、このうち260億円ということになってございます。

東京電力エナジーパートナーのほうも単体ではございまして、一方JERAを除いた東電グループ全体の数字となっておりまして、こちらは2010年度比で5,066億円の効率化、そのうち資材・役務調達等の効率化は2,156億円となっております。2社とも前回料金値上げで効率化が織り込まれてございまして、その額が右側でございます。

その達成状況については次のページでございまして、北海道電力につきましては2013年度から15年度の3年間を原価算定期間としておりまして、その間の平均実績としまして664億円の効率化、資材調達が196億円ということで、右の欄に示させていただいたそれぞれ650億円、173億円という数字よりも高い数字になっておりまして、全体としては達成できているという状況でございます。東京電力エナジーパートナーのほうも同様でございます。

10ページは震災後の値上げを行ったときの資材・役務調達の効率化の織り込み状況でございまして、これも先行5社のときにお示しさせていただいたものの再掲でございます。

次に、11ページから12ページは先行5社の経営効率化で、説明は割愛させていただきまして、13ページ、ここからが北海道電力と東京電力エナジーパートナーの今後の経営効率化の取組についてということでございます。こちらは送配電を除いた数字となっております。北海道電力につきましては230億円を経営効率化として織り込んでおりまして、うち資材・役務調達等の効率化は92億円と。

東京電力エナジーパートナーのほうは、経営効率化額全体としては2,642億円、うち資材・役務調達等の効率化は92億円となっております。ちょっと差が大きゅうございますけれども、購入電力料の削減2,444億円が大きく占めているため、こういう数字になってございます。

次に、14ページ目は資材・役務調達についてフォーカスした証憑になりまして、それぞれ29億円、92億円という数字はどういった計算で出てきたかというところでございますけれども、北海道電力につきましては、対象費用1,151億円のうち3%の経営効率化を織り込んで、その額が29億円と。あと関係会社・子会社にも同様の取組を行っているか確認したところ、同様の取組を行っており、うち11億円が子会社の効率化と。

東京電力エナジーパートナーのほうも、587億円の対象費用のうち16%を効率化するというふうに織り込んで92億円。こちらのほうも子会社・関連会社を織り込んでございます。

続きまして、18ページ目からが今後の論点でございます。前回会合では、定量的に横比較をしながら比べていくしかないのではないかと。それで横比較をする際も、それぞれの考え方で削減額を算出するような形で横比較してもなかなか難しいので、実績値のようなものを使って、それぞれに何を算入するかというのも合わせて、同じ年度から同じ年度までと比較するのではないかと。その中で例えば平均を取るとか、トップランナー査定をしてみるとか、そのような形で横比較をすることが必要になるのではないかとという御意見を頂戴したところでございます。

これを踏まえまして、次の19スライド目で、事務局として委員の御指摘も踏まえて、今後の論点としてどういうものが考えられるかというところでございますけれども、論点としましては、事業者間での定量的な横比較の方法はどういったことを考えなければいけないか。あとは横比較を踏まえた効率化目標をどのように捉えればよいかというところが主な論点となりまして、効率化目標につきましては、前回の値上げの審査では東京電力をベースに10%の単価低減を求めたところでございますけれども、今回の値上げ申請につきましては、これと同様のベンチマークが今存在しないというところでございますので、新たに効率化目標を検討する必要があるというふうに考えられるところでございます。先行5社だけでなく7事業者について横比較を行うことが重要であるというふうに考えられるところでございまして、横比較の方法につきましては、実績値の使用、対象期間、対象範囲の統一、発電部門と販売部門を分けた上で横比較をするといったことが必要ではないかなど、引き続き事務局で考え方を検討しているところでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

経営効率化について、特に北海道電力と東京電力についてどういうふうにお考えかということで、効率化ということと効率化目標の在り方、事務局から考え方を御説明していた

できました。これについて皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

華表委員、どうぞ。

○華表委員　華表です。前回申し上げたことと重なる部分が大半なんですけれども、前回申し上げたとおり、定性的なところだけで十分な経営効率化ということを証明するのはなかなか難しいと思いますので、やはり定量的な横比較が必要になるのかなというふうに考えています。

加えて、その横比較をする際にも実績値。どうしても計画想定ベースですと、どこがかなりせばかというのが分からないところがありますので、実績値を使うというのが必要になってくるんだらうなというふうに考えています。それを使って比較していくというところは、前回と同じ意見を持っているところです。

加えて、対象範囲を考える際ですとか比べるときに、特に今回東電E Pさんが入ったことによって、発電部門と販売部門の区分というところへの留意がより必要になってきているかなというふうに考えていまして、例えば費目の中に修繕費というのがあると思うんですが、発電部門における修繕費と販売部門における修繕費って大分違うものだというふうに思いますので、効率化の状況というのを、少なくとも費目としては発電部門と販売部門は分けるべきだらうなというふうには思います。

あとは発電部門とか販売部門の中でも、何のドライバーによって効率化が行われるか次第で比較するときのドライバーの変化の状況。すなわち、例えば修繕費が減っているけれども単に発電設備が減っているので修繕費が減っているというだけだと、それが効率化なのか分からないようなところもありますので、その辺りも含めて、ドライバーが何かということをベースに、幾つか費目を分けながら考えていく必要があるのかなというふうに思います。あまり細かく分け過ぎると逆に精度が低くなるようなところも逆にありますので、その粒度をどうするかというのはあるかと思いますけれども、今みたいな点に気をつけながら、どういうふうに分解していくかということを検討する必要があるかというふうに思いました。

私からは以上です。

○山内座長　ありがとうございます。今おっしゃったドライバーというのは、どういうのが要因になってそれが実現しているか、そういう意味と捉えていいですか。

○華表委員　そうですね。それと、発電設備の修繕費の総額を比べるのと、1設備当たりというか1発電ユニット当たりの修繕費を比べるのではちょっと意味合いが違うかなと

ということで、もしかしたらドライバーとして発電設備のユニット数が減っていることがそれになっているのか、それともその1ユニット当たりの設備の修繕費が減っているのかというところは、ちょっと留意する必要があるかなというふうに考えた次第です。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかにいらっしゃいますか、御発言御希望の方。

松村委員、どうぞ。

○松村委員 松村です。すごく抽象的な話になって申し訳ないのですが、効率化に関して本当に各社が言っているものは効率化と呼ぶに値するものかどうかは、きちんと見る必要があると思います。こんなに効率化しているということは、消費者の納得性を高めるためにもとても重要なので、重要なアピールになると思います。その際に不合理なものが入っていると消費者の信頼を損ねることになりかねないので、注意して見る必要がある。

つまり、ほかの委員の方も繰り返し御指摘になっている点だと思うのですが、本来効率化と関係なく、ある種外部効果によってコストが下がった部分を全部効率化と呼び、外部効果によって上がってしまった部分は不可避免的なコストの増だと言っているのではないかな。つまり、こんなにたくさん本当に効率化がされているなら何で値上げが必要なんだろう、という素朴な疑問に対して、そういう使い分けをしていないかということは少し言って、本当に効率化と呼ぶに値するのかどうかは見ていただければと思いました。

それから、効率化の中に絶対入っていないと思いますが、例えば火力発電所を休止した、休止した結果として固定費が掛からなくなった、これを効率化だなどというようなことは、そんなばかなことは絶対言っていないと思いますが、本当にそれが入っていないことをきちんと確認してください。つまり、老朽化して効率性の悪い火力を廃止することとを頭から否定することではないのですが、そうすると、当然その結果として容量市場からの収入も失うし、ほかの今こんなに高騰している調整力市場からの収入も失うし、あるいは先ほどのFITの件じゃないですけども、市場価格が今後も高騰するということを前提として織り込んできた事業者があったとすれば、その休止火力というのは、休止しなければ調整力市場なりスポットマーケットなりでそれなりの収入が得られたはずというものを全部控除した上で、その上で出てきたものが本来の効率化のはずです。

逆に、もう容量市場の価格は24、25、26と明らかになっていますから、そこから見て、あるいはもともと想定している市場の価格というのを見て、それでむしろ廃止し過ぎだなどというようなことがあったとしても、さっき言ったような固定費の削減だとか、あるい

は全体の平均的な調達コストというのはこれだけ低減したなどというようなところから効率化を図ると効率化したことになっちゃうということになるので、そういうようなところについては、そんな変なものが入ってないかどうかは注視して見て、合理的なものだけ入っていて、それで本当に横に比較して他社に比べても効率的な努力をしているのかどうかということを見ていただければと思いました。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。効率化の内容についてより詳細に確認はするという、そういうことですね。

ほかにいらっしゃいますか。この点については、昨日も公聴会がありましたけれども、非常に重要な論点ということになると思うので、今の御意見を参考にさせていただければと思いますが、いかがですか、事務局としては。

○池田取引監視課長 今頂いた御指摘も踏まえまして、効率化については不合理なものが入っていないか等々、そういうところもしっかりと見ていきたいと思ひますし、また発電部門と販売部門の区分とか、そういうところについてもいろいろ工夫をして事務局で考え方を検討していきたいというふうに思ひます。

○山内座長 ありがとうございます。

ほかに御発言御希望なければ、次の議題に移ります。7番目の議題「需要想定・供給力について」であります。これは事務局から資料9を説明していただきますけど、この点については北海道電力、東京電力エナジーパートナーからも御説明があるということでございます。その順番で御説明いただいて質疑にしたいと思ひます。では、よろしく願ひいたします。

○池田取引監視課長 それでは、資料9を御覧ください。需要想定・供給力ということで2ページ目でございますけれども、これも既に第30回、33回料金制度専門会合で各社の状況について御報告、御議論いただいたところでございますけれども、今回新たに北海道電力と東京電力エナジーパートナーから申請があったところ、両社の需要想定・供給力につきまして事務局において資料確認、ヒアリング等実施した結果について、まず御報告させていただきますというふうに思ひます。

4ページは前回の資料の再掲でございます。需要想定につきましては、供給計画等を基に規制部門の電力需要と自由化部門をそれぞれ算定する。供給力についても、供給計画等を基に、先ほど申しました需要想定に対応する形で作成されるというのが全体の位置付

けでございます。

5 ページは、需要想定・供給力の策定イメージでございまして、小売電気事業者としての供給計画と発電事業者としての供給計画の2本がございまして、それを合成しまして供給計画を作るというところでございます。ただ今回、東京電力エナジーパートナーにつきましては、発電部門が別の会社に切り出されたというところで、ほかの6社とやり方が異なるところでございまして、小売電気事業者としての供給計画がそのまま、ここで言う需要想定・供給力の基となるというところでございます。

また、③の供給計画の合成というところで、供給力としまして自社発電、他社受電、市場調達等とありますけれども、東京電力エナジーパートナーにつきましては自社発電がゼロと、そういうことになります。

8 ページまで飛びまして、需要想定・供給力及び供給計画に関する主な論点として改めて整理させていただいたものでございます。1つは、各事業者が今回の料金算定に用いた供給計画は、それぞれ時点が異なっているというところがございまして、北陸電力と沖縄電力は2022年3月に届け出た供給計画を基にしていたところ、東北、中国、四国につきましては、去年の11月の届出のものを使っている。それに対して今回申請のあった北海道電力と東京電力エナジーパートナーは、今年の3月に届け出る見込みのものを使っているということで、この時点の違いというものをどう考えるかというところが一つ論点となるところでございます。

2つ目のポツのところは、前回紹介させていただいたところでございまして、需要種類の需要、特に低圧自由と低圧規制の配分はどのような根拠に基づいているかと。あと節電効果、離脱影響、戻り需要、それぞれどう織り込んでいるか。あとは供給計画と異なる前提を使っている場合は、その内容、理由は合理的かというところが論点になるところでございます。

続きまして、今日の北海道電力と東京電力エナジーパートナーの申請原価と現行原価で織り込んでいる需要電力量、供給電力量、最大電力量を表にまとめたものでございます。申請原価から現行原価を差し引きますと、需要電力量、供給電力量ともに、北海道電力、東京電力エナジーパートナーともにマイナス、つまり減少になるというところでございます。

各社の需要想定ということで、11ページ以降に移りたいと思います

まず12ページ、北海道電力と東京電力エナジーパートナーの需要想定の方でござい

ますけれども、これは供給計画とほとんど変更なしと。北海道電力につきましても、これは建設工事用、事業用電力を除外したと。これは当然のものでございますけれども、供給計画から変更はないというところでございます。

あと供給計画、14ページに飛びまして、今度は節電効果、離脱影響、戻り需要、値上げ影響、それぞれどのように織り込んでいるかというところでございまして、ここは細かくいろいろ想定の方が異なるところでございますけれども、いずれも一定の合理性が認められるというふうに考えられるところでございます。

16ページに移りまして、家庭用料金メニューのときは需要家数の推計というのが関わってくるわけですが、北海道電力につきましては、離脱影響につきましては2021年度から22年度上期の月次。自由料金への移行影響については、2022年度上期、月次を使っており、東京電力エナジーパートナーにつきましては、離脱につきましては2019年から21年度の月次を使っているというところでございまして、それぞれ設定については理由があるというところでございます。

次に、20ページ以降に直近の需要実績の推移をほかの電力会社と同様まとめさせていただいております。まず、20ページは北海道電力の需要実績の推移で、2020年の11月から2022年の11月でございますけれども、これは季節変動が非常に大きくて、低圧規制部門の割合が波を打っていますけれども、こっちの枠囲いで書いているとおり、自由料金のうちの融雪用電力というのをカウントしているというところがございまして、それを除外すると、21ページのとおり、波はやや穏やかになりまして、徐々に低圧規制部門の割合は減少していくという結果になっております。

22ページは東京電力エナジーパートナーの直近の需要実績の推移でございますけれども、電力量で見ますとよく分からないんですけれども、下の低圧契約口数と規制部門の割合で見ますと、直線的に規制の割合が減少しているという状況になっております。ちなみに折れ線グラフの目盛りは右側でございまして、原点は0じゃなくて65%になっているところはちょっと注意する点でございますが、そういうことでございます。

次に、28ページに移りまして需要想定 of 推移につきましては、北海道電力のほうは2021年度までは実績値でございまして、22年度以降が推計の値でございますけれども、規制部門の割合については一貫して減っていつている。電力量で見ますと、全体は少し増えたりとかするんですけれども、低圧規制というところについて見ると、一貫して減少傾向が続いていると。

29ページは契約口数ベースの予想でございまして、30ページからが東京電力エナジーパートナーの予測でございすけれども、こちらのほうも低圧規制につきましては一貫して減少予測ということでございまして、それぞれ例えば線の傾きが不自然に不連続になっているとか、そういったところはどうかがえないところでございす。

最後に各事業者の供給力、43ページ以降でございすけれども、北海道電力と東京電力のそれぞれの供給力の考え方でございすけれども、東京電力エナジーパートナーのほうは供給計画から少し変更しているところがございまして、柏崎刈羽原発の再稼働を織り込んで、その分、調達先未定となっているところを減少させた。

北海道電力については、供給計画からの変更はなしというところでございすけれども、一応泊原発につきましては2026年度から再稼働を考えている状況にございす。この辺につきましては、実際にこれはどういう考え方に基づいて供給計画からこのように変更したのかというところにつきましては、この後、各事業者に御説明いただきたいというふうに思います。

御説明は以上でございす。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、事業者よりの御説明ですけど、まずは北海道電力の上野様にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○上野オブザーバー 北海道電力の上野でございす。それでは、資料9-1「料金算定の前提となる需要と供給力について」について御説明させていただきます。

まず、スライド1を御覧ください。供給計画と料金原価における需給構造の違いについてでございす。供給計画につきましては、資料左側の図に記載のとおり、発電と小売のライセンス別に届出をしておりますが、ライセンス別の供給計画のうち社内取引が主体となります供給先及び調達先未定、これを相殺し合成いたしますと中央の図のとおりとなり、右側に記載の今回の料金改定申請の算定根拠とした需給構造と一致いたします。

スライド2を御覧ください。今回の需要想定につきましては、実績傾向や個別動向を踏まえ販売電力量を算定してございす。

なお、低圧においては、料金メニューに応じて規制部門と自由化部門を区別して算定しております。

スライド3を御覧ください。原価算定期間の小売部門合計の販売電力量は平均で234億kWh、このうち規制部門については、離脱や当社自由化部門への移行影響などの要因によ

り、原価算定期間の平均で40億kWhと想定してございます。

なお、節電影響につきましては、足元で生じている節電の取組効果が2023年度以降も定着するものと見込んでおります。

スライド4を御覧ください。料金原価の前提となる供給力については、経済合理性に基づき、低廉な電力を供給できるようメリットオーダーで策定しております。

算定結果を左側の表にまとめておりますが、前回原価と比べLNGを燃料とする石狩湾新港発電所の運転開始やFIT制度による再生可能エネルギーの受電増はありましたが、小売販売電力量の減少により、相対的に価格の高い石油火力を中心に減少しております。

右側には火力発電所の発電燃料単価と運転中利用率の関係をまとめておりますが、一部の燃料調達に制約のある発電所を除き、発電燃料単価の安い発電所ほど利用率が高くなっております。

スライド5を御覧ください。2016年の全面自由化以降、他の小売電気事業者への離脱は拡大傾向で推移してきましたが、至近では燃料費調整の上限超過の影響で規制料金が一時的に安価な水準となっており、離脱は鈍化しております。今回の料金改定によりこうした状況が解消され、次第に以前と同じ競争環境に戻るものと想定していますが、値上げに伴う追加的な離脱影響は見込んでございません。

スライド6を御覧ください。当社の泊発電所再稼働について。原価算定上は、先行他社サイトの事例等を参考に、現時点における当社の審査期間を想定し、更に新設防潮堤の工事規模等を踏まえ、2026年12月に泊発電所3号機が再稼働するものと設定し、再稼働に関わる投資や費用を算定しております。

なお、今回申請した原価には泊発電所の再稼働を織り込んでおりませんが、早期再稼働に向けて総力を挙げて取り組み、再稼働後には再稼働メリットを反映し、適正な水準で値下げを実施したいと考えております。

スライド7を御覧ください。再稼働による料金原価への影響として、仮に泊発電所3号機の再稼働を3か月反映した場合の影響額を試算いたしました。再稼働による修繕費や減価償却費などの固定費の増加はありますが、火力燃料費の抑制による費用低減効果が大きいことから、表に記載のとおり、3年間平均で70億円の原価低減効果が生じるとの試算結果となっております。

説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、続いて、東京電力エナジーパートナーの秋本様から御説明をお願いしたいと思います。

○秋本オブザーバー 秋本でございます。それでは、今回の認可申請における需要想定、供給力の概要につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

資料の1ページを御覧ください。供給計画と料金原価における構造の違いについて御説明いたします。当社は、今回申請されております他の電気関連事業者の会社様と異なりまして、発電と販売を分社化しております。したがって、この表のA、供給計画については、小売電気事業者として小売供給計画のみを届出しております。Bの右側の料金原価につきましては、小売供給計画と同様の構造であります需給バランスに基づきまして総原価を算定しております。

また、料金算定上織り込みました柏崎刈羽原子力発電所の供給力、及びこれに伴いますの卸電力取引市場からの受電電力量の減少、こちらを反映させていただいております。

スライド2ページを御覧ください。続きまして、需要の想定について御説明をいたします。料金原価の算定期間における販売電力量の想定は、規制部門、自由化部門ともにメニューごとの想定値を積み上げて算出をしております。メニューごとの想定の手順といたしましては、まず過去の実績傾向を基にいたしまして、離脱等の影響を反映する前の電力量を想定いたします。次に離脱等の影響を想定し、先の電力量に加味するという形を取っております。

具体的な例といたしまして、下の枠で囲ったところ、従量電灯Bの想定手順をお示ししておりますが、まず過去実績の傾向を基にいたしまして、契約数、原単位、これをそれぞれ想定いたしまして、これらを乗じて離脱や自社自由メニューへの移行等の影響を反映する前の電力量を想定いたします。その後に離脱や自社の自由メニューへの移行等の影響を想定いたしまして、先の電力量に加味することで最終的な従量電灯Bの電力量を想定してございます。

続いて、3ページを御覧ください。ここでは需要想定結果の概要について御説明をいたします。上段のグラフにお示ししておりますが、料金原価の算定期間における販売電力量は、主に競争の進展から、グラフの一番右でございますが、3か年平均で1,902億kWhとなるということでございます。規制部門は、下の濃い赤の部分でございますが、3か年平均で321億kWhになると想定をしております。下段の表に低圧規制部門における前年度差、その主な要因についてお示しをしておりますが、2016年以降、離脱や自社の自由メニュー

一への移行、省エネの進展等に伴いまして規制部門の販売電力量は年々減少をしておるということになっております。

続いて、4ページを御覧ください。ここでは供給力について御説明をいたします。下の左側のグラフでは、今回と前回の発受電の電力量を記載しております。当社は東日本大震災以降、火力の電源構成を高効率なLNG火力に取り組みまして最新鋭の石炭火力へシフトもさせてきたということでございまして、石炭火力からの受電電力量が、黄色のところでございますけれども、14%から30%へと大幅に増加をしております。

加えましてその下、ちょっとグラフが小さくて恐縮でございますけれども、FIT制度による買取り電力量や日本卸電力取引所からの調達量も増加をしておるということになっております。

また、東京電力ホールディングスの柏崎刈羽原子力発電所については、右の図に示しておりますとおり、電源調達費用等の抑制により最大限の原価低減を図るという観点から、7号機は2023年の10月、6号機は2025年の4月にそれぞれ再稼働すると仮置きした運転計画を反映しております。

続いて、5ページを御覧ください。ここでは規制部門の需要想定における値上げ影響の考え方について御説明をいたします。2022年の9月以降、規制料金の燃料費調整が上限に達したことによりまして、表のとおり、2022年度の下期は他社から規制料金への戻りでありますとか、私どもの自社の自由メニューから規制メニューへの移行が発生をしております。一方で、規制料金から他社への離脱というのは減少をしております。

値上げによりまして規制料金と自由料金の格差が解消することから、2023年度以降は他社から規制料金への戻りや自社自由メニューからの移行は減少しまして、限定的なものになるであろうというふうに想定をしております。

他方で規制料金から他社への離脱については、特に値上げ直後、競争が進展いたしまして一時的に増加するものというふうに想定をしております。

最後に6ページを御覧ください。ここでは原子力再稼働を織り込んだ影響について御説明をいたします。柏崎刈羽原子力発電所について、再稼働すると仮置きした運転計画を原価に織り込みました結果、原価算定期間における可変費の削減効果は年間で3,900億円程度となります。

なお、再稼働による固定費の変動額を含めた場合には、合計で2,600億円程度の費用削減効果になるということでございます。

また、原子力再稼働による供給力の増加は、卸電力取引市場からの調達に寄与するものとして、主に他社購入電力料の減として反映をしております。

原子力発電所の実際の再稼働時期につきましては、現時点で具体的にお示しできる状況になく、あくまでも料金見直し上の原子力織り込みのための仮定的な稼働パターンとして想定したものとなります。引き続き、私どもといたしましては柏崎刈羽原子力発電所に関する原子力規制庁の追加検査に対応いたしますとともに、安全に最善を尽くしながら取り組んでまいり所存でございます。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。

それでは、議題7に関して事務局と事業者から御説明いただいたので、これについて質疑に移りたいと思います。またteamsで手を挙げていただければと思いますが、どなたかいらっしゃいますか。

もしあれだったら、私のほうから伺いたいことがありますけれども、今回北海道電力と東京電力エナジーパートナーが本年3月に届出を予定されている供給計画に基づいて申請している、こういうことなんですね。残りの5社については昨年届出された供給計画に基づいて申請しているということでありまして、現時点で来年度の供給計画について特に変更などは想定されているのかどうか。この辺について、東北、北陸、中国、四国、沖縄の各社から御説明いただけるとありがたいと思うんですけど、その辺はいかがですか。順番は特に問いませんから、御発言できるところからお願いしたいと思いますが。

北陸電力、どうぞ。

○平田オブザーバー 北陸電力の平田です。今回の料金申請の前提としております2022年度の供給計画と、まだ最終的な提出バージョンにはなっておりませんが足元の動向を反映した2023年度の供給計画を比較しますと、小売の需要についてはほぼ同水準の需要ということになっております。今度は供給力につきましては、卸電力の至近の交渉状況等を反映して若干の変更はございますが、大きな自社電源の計画の変更等はございませんので、想定傾向が大きく変わるというものではないというふうに認識しております。

仮に新しい供給計画で原価を出し直しなさいということになりますと、そこまで言われてないんですけども、それを想定いたしますと、御案内のとおりなんですけど、8,760時間の2倍のコマについてメリットオーダーを算定し、市場価格と自社電源のマージナルコストを比較して、他社購入電力料、他社販売電力料、それから当然燃料費といっ

たことで、この算定には約1か月ぐらい掛かるというふうに事務局のほうで想定しておりますので、審査期間が延びるということについては我々は望まないところでございますので、我々の希望としては、我々の申請原価ベースで審議を進めていただきたいということで考えております。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。特に他意があつて御質問しているわけではないです。ありがとうございます。

それでは、中国電力にお願いいたします。

○小寺オブザーバー 中国電力の小寺でございます。御指摘のありました2023年度の供給計画については、現在、提出期限までに提出できるよう策定を行っているところであり、具体的な数字をお示しすることはできませんが、需要想定・供給力とも、昨年11月に変更を届け出た2022年度の供給計画から、策定に当たっての基本的な考え方に変わりはありません。諸元の最新化の影響はありますが、軽微なため、内容に大きな差はないと見込んでおります。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、四国電力にお願いいたします。

○宮本オブザーバー 四国電力・宮本でございます。弊社は今回の料金の申請に当たしまして、昨年の11月に供給計画の変更を届け出ております。次の供給計画は、現在検討中ということもあり、まだ不確定な要素はございますが、今のところの傾向として、供給力につきましては、大きな変更はないと考えております。

需要につきましては、料金申請以降で特別高圧、高圧の戻り需要が一定程度増えてくると今のところ考えております。戻り需要につきましては、認可申請の前のタイミングにおいては、受付再開のメニューの見直しの方向性などが明らかになっていなかったこともあり、合理的に見積もれない状態であったため、戻り需要はないものとして織り込んでおりましたが、認可申請後の昨年の12月中頃に、特別高圧、高圧の標準メニューでの受付を再開し、その受付状況などを踏まえて、次の供給計画ではある程度戻り需要が蓋然性高く織り込めることから、その織り込みが必要と今のところ考えております。

一方、需要の増加に伴い、市場を活用した卸の販売量が同程度減少するため、新しい供給計画に基づいて、仮に原価を算定し直したとしても、影響は限定的になると考えてござ

います。

以上であります。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、沖縄電力お願いいたします。

○上間オブザーバー 沖縄電力の上間でございます。弊社につきましては、昨年の供給計画から需要想定、供給力ともに大きな変更はございません。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、東北電力お願いいたします。

○石山オブザーバー 東北電力の石山でございます。弊社でございますけれども、まず現在の今回の料金申請の前提の需給バランスにつきましては、申請は昨年11月20日からさせていただきましたが、当日付で2022年度の変更供給計画を届出させていただいています。これをベースに女川2号機の再稼働を織り込んだ内容というふうなことで、それを前提に原価を作っているわけでございますけれども、今回2023年度の供給計画については、現在、広域機関のほうに提出すべく準備を進めている段階でございますが、基本的に需要については変更供給計画から変わっていない形になりますし、供給力につきましては、弊社の場合は卸売の入札というのを実施しておりまして、これの最終的な結果等を反映することになりますので、需給バランスについては一部の変更が生じるというふうに考えているところでございますので、その辺の部分を反映した修正というのが出てくるかと考えております。

北陸電力さんのほうからも話が出たのですが、11月に申請をさせていただいた前提は、4月からの実施ということもございまして、もう一度供給計画を含めて前提を変えとなりますと、かなり作業量も膨大でございますし時間も掛かるところもございまして、私どもといたしましては、現行の原価を前提とした計画のまま進めていただければと考えているところでございます。

東北からは以上でございます。

○山内座長 ありがとうございました。そういうことで、全般的にはそれほど大きな変化はないということだと思います。

ほかの点で、あるいはこの点でもいいですけども、委員の方から御発言御希望あれば伺いますが、いかがでしょうか。特によろしゅうございますか。

事務局から何かありますか。よろしいですか。

ありがとうございました。今日は、3時間フルフルに近くなっておりますが。

それでは、今日はいろいろ御議論いただきまして、今日決めるというところはないというふうに思っておりますので、更に深掘りをしていただいて、次回の会議に御準備いただければというふうに思います。

議事の予定は以上で終わりということですので、この先は事務局のほうで進行をお願いいたします。

○池田取引監視課長　本日の議事録については、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡いたします。

それでは、第35回料金制度専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——